

児童福祉週間

児童課 ☎66・1108

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間は、子どもや家庭、子どもの健やかな成長についてみんなで考える「児童福祉週間」です。

★児童福祉週間の標語

そのいっぽ みらいにつづく
ゆめのみち

※5月5日「こどもの日」は、市内の児童館を開館します。

児童扶養手当・特別児童扶養手当改定

児童課 ☎66・1108

4月から各手当額が次のとおり改定されました。

区 分	3月分まで	4月分から
児童扶養手当 (全額支給)	41,140円	41,020円
(一部支給)	41,130円～ 9,710円	41,010円～ 9,680円
特別児童扶養手当 (1級)	50,050円	49,900円
(2級)	33,330円	33,230円

生ごみ処理機などの購入費を補助します

環境清掃課 ☎57・4100

平成26年度の生ごみ処理機などの補助金申請を受け付けます。(4月1日～平成27年3月31日までに購入したものの)

補助対象 補助率は全機種とも購入価格の45%ですが、限度額があります。

○生ごみ堆肥化容器(コンポスト)

容量100リットル以上で、1世帯2基まで(補助限度額1基3千円)

○密封発酵容器(ぼかし容器)

容量9リットル以上で1世帯2基まで(補助限度額1基千円)

○生ごみ処理機

生ごみを減量、消滅または堆肥化させる機器で、1世帯1基まで(補助限度額1万円)

補助要件

・市内在住の方が市内の業者(市が認める団体を含む)から購入したもの
・市税を滞納していないこと
申し込み 環境清掃課(クリーンセンター)へ。

木造住宅の無料耐震診断の申し込み受け付け

建築住宅課 ☎66・1132

無料で木造住宅の耐震診断を行います。診断がまだ済んでいない方は、住まいのチェックをお勧めします。

診断対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(空家は除く。併用・長屋・共同住宅は可)。

※申し込みは住宅所有者に限ります。

診断戸数 200戸(予定)

申し込み 「わが屋の耐震診断」付属の申込書(建築住宅課にあります)を記入の上、直接またはEメール(senchi@city.saganori.jp)でお申し込みください。

その他 診断の結果により一定条件のもと耐震補強改修工事の補助(上限90万円)が受けられます。また所得税の控除や固定資産税の減額の優遇措置があります。

非木造住宅の耐震診断助成制度をご利用ください

建築住宅課 ☎66・1132

非木造住宅の耐震診断を行なう方に補助金を交付します。

補助対象 昭和56年5月31日以前に建築した鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの非木造住宅(プレハブ構造および空家は除く。併用・共同住宅は可)で、これまでに耐震診断を実施したことがない建物。

※申し込みは住宅所有者、管理組合に限ります。

※診断は12月までに行ってください。

補助金 診断に要する費用の3分の2(上限があります)

申し込み 耐震診断を実施する前に建築住宅課へ。住宅の構造、規模、建築年次などを聞き取り後、申請に必要な書類を説明します。

その他 耐震診断を実施する専門業者は、建築士の資格を有する者に限ります。

木造住宅の耐震シエルトー設置補助事業をご利用ください

建築住宅課 ☎66・1132

補助対象 市内在住の65歳以上の高齢者のみの世帯の方または、障がい者(身体障害者手帳1・2級所持者)がいる世帯の方

補助条件

①市で実施している木造住宅耐震診断を受け、1.0未満の評価であること

②これまでに耐震補強工事を実施していないこと

補助金額 現在お住まいの住宅内に設置する耐震シエルトー1基分の購入に要する費用の一部(上限25万円)

※1回限り

申し込み 設置する前に書類の申請などが必要です。必ず事前に申し出てください。なお、申し込み多数の場合は一定期間お待ちいただく場合があります。

